号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ(1)」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた第六条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2　施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十一　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

（旅館業法の一部改正）

第十一条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区長。」の下に「第四項を除き、」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「以下単に「学校」を「次項において「第一条学校」に改め、「という。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加え、同項第二号中「児童福祉施設（」の下に「幼保連携型認定こども園を除くものとし、」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）」を、「、学校」の下に「（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）」を加え、「高等専門学校以外の私立学校」を「高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校」に改め、「所管庁」の下に「、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十二条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「うち、」の下に「学校（」を加え、「定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）」を「規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に、「前項の学校」を「公立学校」に改め、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十一条中「の公立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を、「教育長」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長」を加える。

第十二条第一項中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改め、「助教諭」の下に「、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十三条第二項第二号中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第二十三条第一項中「一年間の教諭」の下に「又は保育教諭」を加え、同条第二項中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第三項中「教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第二十五条の二第五項中「教育委員会規則」の下に「（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同項第一号中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第四条第一項中「及び特別支援学校の幼稚部」を「、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」に改め、「教育委員会」の下に「、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第五条の見出し中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第一項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を「幼稚園の教諭等については当該」に改め、「教育委員会」の下に「が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第六条（見出しを含む。）中「教育委員会」の下に「及び長」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十三条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「とは、」の下に「学校（」を加え、「定める」を「規定する」に、「以下「学校」という」を「第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。」に改め、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加え、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「又は公立学校」の下に「（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「第一条学校に限る。）」を、「教育委員会」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長」を、「私立学校」の下に「（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。